

毎週火・金曜日発行

鳥根県報

第一、三五七号

(金曜日)

正誤 あつ 政治 団体

中 平成十三年九月二十五日付け島根県報第一、三〇三号

(建築住宅課) 一一

(建築住宅課)

告示

身体障害者福祉法の規定による医師の指定

獣医療法の規定による獣医療を提供する体制の整備を

図るための計画

県営土地改良事業計画の変更（六件）

林業種苗法の規定に基づく指定採取源の指定の解除

不規格ノ受取締マ堵消

電線共同構を整備すべき道路の指定

云
告

特定非営利活動法人の定款の変更の申請に係る書類の

縱覽

都市計画決定の図書の縦覧

附定調達公告

隠岐空港用地造成事業委託に係る一般競争入札の実施

这管告示

政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のお手

文淵閣全覽

政治資金規正法の規定に基づく届出のあつた資金管理

島根県告示第四百十一号

獣医療法（平成四年法律第四十六号）第十一一条第一項の規定により、

根県における獸

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関	指定年月日
名 称	所 在 地		
佐伯 幸男	外科	島根医科大学附属病院	
加川 隆登	脳神経外科	島根県立中央病院	
循環器科		益田赤十字病院	平成十四年三月 二十七日
島根県立中央病院	出雲市塩治町八九一一	益田市乙吉町イ一〇三一	
佐伯 幸男	外科	出雲市姫原四丁目一一一	
加川 隆登	脳神経外科	"	
循環器科		"	

平成14年4月5日

島根県報

医療を提供する体制の整備を図るための計画を定めたので、同条第四項の規定により告示する。

なお、この計画は、登録を省略し、島根県農林水産部畜産振興課及び各農林振興センター家畜衛生部に備えおいて一般の縦覧に供する。

平成十四年四月五日

島根県知事 澄田信義

島根県知事 澄田信義

島根県告示第四百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、松江西部地区を受益地域とする農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年四月五日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第四百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、西北田地区を受益地域とする区画整理事業（県営は場整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年四月五日

島根県知事 澄田信義

松江市役所

平成十四年四月五日

島根県知事 澄田信義

松江市役所

島根県告示第四百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、牛尻地区を受益地域とする農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）の

計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年四月五日

平成十四年四月五日

平成十四年四月五日

広瀬町役場

島根県告示第四百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、潤いの里湯村地区を受益地域とする農道事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年四月五日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

潤いの里湯村地区画農道事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

本次町役場

一 縦覧に供する書類の名称	潤いの里湯村地区画整理事業（中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し
二 縦覧の期間	告示の日から二十一日間
三 縦覧の場所	本次町役場

島根県告示第四百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、以南中央地区を受益地域とする用排水施設事業（県営土地改良総合整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年四月五日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

以南中央地区用排水施設事業（県営土地改良総合整備事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

斐川町役場

一 縦覧に供する書類の名称	林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定により、指定採取源の指定を次のとおり解除したので、同条第四項において準用する同法第五条の規定により告示する。
---------------	---

島根県告示第四百十六号

一 縦覧に供する書類の名称

潤いの里湯村地区を受益地域とする区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画

を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年四月五日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第四百十八号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定により、指定採取源の指定を次のとおり解除したので、同条第四項において準用する同法第五条の規定により告示する。

平成十四年四月五日

島根県知事 澄田信義

指定番号	指定年月日	種別	所在場所	本数	面積	所有者等の住所及び氏名又は名称
四五—六五	四六・七・一三	普通母樹林	出雲市穗原町三七三四、三七三五	一〇〇	〇・一八	西尾秀雄
四五—六三	四六・七・一三	普通母樹林	平田市野石谷町一〇七九一	一六〇	一・〇七	西尾光夫
四五—六二	四六・七・一三	普通母樹林	平田市奥宇賀町本郷七八一	二〇	〇・一〇	足立玉吉
四五—六一	四六・七・一三	普通母樹林	平田市東福町八五四	一一〇	一・一五	常松秀清
四五—六〇	四六・七・一三	普通母樹林	平田市口宇賀町七八二一四	五五	〇・二三	黒崎文夫
四五—五九	四六・七・一三	普通母樹林	平田市本庄町九九三	三六	〇・〇八	平田市東福町一二三六
四五—五八	四六・七・一三	普通母樹林	平田市十六島町一五〇一	二〇	〇・〇七	奥徳郎
四五—五七	四六・七・一三	普通母樹林	平田市国富町二二〇八一四	一〇	〇・〇七	渡部秀雄
四五—五六	四六・七・一三	普通母樹林	出雲市馬木町一三五五、一	一一〇	一・〇〇	木佐隆良
四五—五四	四六・七・一三	普通母樹林	簸川郡佐田町窪田三四一二	一一〇	一・一三	山本勇吉
四五—五三	四六・七・一三	普通母樹林	出雲市馬木町一三	一一〇	一・一三	石橋利
四五—五二	四六・七・一三	普通母樹林	簸川郡佐田町一窪田五九七	一一〇	一・一三	竹下勝博

四八一四三	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	平田市別所町三八〇一一	二、五五〇	三・〇〇	平田市別所町一四八 佐藤泰欽
四八一四五	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	簸川郡多伎町奥田儀一二六 九一三	三、五八〇	三・八〇	簸川郡多伎町口田儀六一八 中尾菊枝
四八一四六	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	簸川郡佐田町高津屋四九八	五、八七五	四・九七	松江市西川津町七四六一三 有馬毅一郎
四八一四七	四九・三・二九	普通母樹林	ひのき	簸川郡佐田町宮内一七九八	四、四二六	五・四八	簸川郡佐田町宮内七三〇 須佐建紀
四八一四九	四九・三・二九	普通母樹林	ひのき	簸川郡大社町鷺浦八三〇	六六〇	○・五〇	簸川郡大社町鷺浦一九一 鷺浦八千代会
四八一五〇	四九・三・二九	普通母樹林	ひのき	簸川郡大社町杵築東三二六 六	一、五一〇	○・八〇	簸川郡大社町杵築東一九四 千家尊統
				簸川郡大社町鷺浦六七六	五六三	○・四〇	簸川郡大社町鷺浦二一九 杉谷明信

島根県告示第四百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があり、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次のように定めるところにより、意見を述べることができる。

平成十四年四月五日

島根県知事 澄田信義

一 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
東出雲ショッピングパーク 八束郡東出雲町錦新町八丁目一番地一

- 届出年月日 平成十四年三月二十五日
- 変更の年月日 平成十四年三月二十日
- 届出及び添付書類の縦覧場所

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

コーナン商事株式会社 代表取締役社長

足田耕造

大阪府堺市

鳳東町六丁目六三

協同組合東出雲ショッピングパーク 理事長 岸本正史 八束郡東出雲町大字揖屋

町一一二五

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更後)

退店者 有限会社 森山園 代表取締役森山浩吉 松江市東朝日町二六七一四

平成十四年三月二十日

東出雲町まちづくり推進課（八束郡東出雲町大字揖屋一一一五）
四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第四百二十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十四年四月五日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	区間	上り線又は下り線の別		指定年月日
			上り線	下り線	
県道	多伎江南出雲線	出雲市今市町一一九〇番四二地先から同町四三四番一地先まで			
		出雲市今市町一六九七番一地先から同町四四四番六地先まで			

特定非営利活動法人 コミュニティサポートいづも
代表者の氏名

水上浩治

四 主たる事務所の所在地

島根県出雲市稗原町二九二三番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の人々に対し、地域福祉サービス活動や市民活動の支援活動などを行うことにより市民セクターの確立を推進し、もって島根県の心豊かで住み良い地域社会づくりに貢献することを目的とする。

六 縦覧に供する書類

定款の変更部分の新旧対照表及び変更後の定款

島根県知事 澄田信義

一 申請のあつた年月日
平成十四年四月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

島根県報

- 七 縦覧期間
申請書を受理した日から1月間
申雲都市計画汚物処理場
- 八 縦覧場所
島政情報センター（県庁南庁舎1階）

島根県農業機械整備施設認定要綱（昭和五十七年島根県告示第四百三十六号）第二条の規定に基ても、平成十四年二月一十五日次のとおり農業機械整備施設について認定したので公告する。

平成十四年四月五日

島根県知事 澄田信義

氏名	施設名	整備施設の所在地	分類呼称	認定番号
株式会社ヤンマー農機山陰 代表取締役 古谷 昭博	株式会社ヤンマー農機山陰 農機山陰雲南支店 整備工場	大原郡木次町 山方六三〇一	中型整備施設	島根県中 第四九号
株式会社ヤンマー農機山陰 代表取締役 古谷 昭博	株式会社ヤンマー農機山陰瑞穂支店 整備工場	邑智郡瑞穂町 大字上龜谷四 七一一	中型整備施設	島根県中 第五〇号
有限会社酒井農工機 商公 代表取締役 酒井 隆	有限会社酒井農工 機商会整備工場	浜田市下府町 三二七一一一	中型整備施設	島根県中 第五一号

競争闘撃公示

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成14年4月5日

島根県知事 澄田信義

1 工事概要

- (1) 工事名 隠岐空港 空港整備事業 用地造成（第10期）工事
(2) 工事場所 島根県隱岐郡西郷町今津～岬町地内
(3) 工事概要 本用地造成は、新たな隠岐空港を建設するための空港本体盛土を施工するものである。

工事内容 切土工 1,617,880m³
盛土工 1,461,760m³ (内ソイルセメント盛土 221,920m³)
植生工 28,990m²

排水工 1式

4 予定期 約8ヶ月間

5 予定価格 2,661,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

2 競争参加資格

次の要件を満たす特別共同企業体であること。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第一十条第一項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第一項の規定により次のとおり縦覧に供する。
平成十四年四月五日

島根県知事 澄田信義

1 都市計画の種類
出雲都市計画汚物処理場

- 1 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

(1) 島根県建設工事に係る共同企業体（平成7年島根県告示第333号）に規定に基づく入札参加資格の認定を受け、次に掲げる要件を満たし、かつ、当該工事に係る競争参加資格があると確認されていること。
ア 次の第1グループ、第2グループ及び第3グループそれぞれ1社により構成され

	<p>ていること。</p> <p>第1グループ 土木一式工事について、平成12年9月25日以降の営業年度終了日を審査基準日とする最新の経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）における総合評価が1,250点以上であり、かつ、全体計画盛土量400万m³以上の空港に係る用地造成工事（埋立による場合を除く）について、昭和63年以降に元請又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上で参加した者に限る）として施工実績があること。</p> <p>第2グループ 土木一式工事について、経営事項審査における総合評点が1,020点以上あり、かつ、5万m³以上の土工事について、過去10年間（平成4年4月5日～平成14年4月4日）に元請又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上で参加したものに限る）として施工実績があること。</p> <p>第3グループ 土木一式工事について、経営事項審査における総合評点が950点以上であること。</p> <p>イ 次の基準を満たす監理技術者及び主任技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>また、構成員のうち1社は監理技術者、他の構成員は各自主任技術者を配置できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。 ・ 監理技術者又は主任技術者のいずれか1名は、昭和63年以降に空港用地造成工事（埋立による場合を除く）の経験があること。 ・ 監理技術者については、土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。 <p>(2) 各構成員が次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 土木一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により土木工事業に係る特定建設業の許可を受けている者で、かつ、島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）第4条第2項の入札参加資格を有する者であること。</p> <p>ウ 告示の日から競争参加資格確認の日までの間に、島根県の建設工事等入札参加資</p>	<p>格者に対する指名停止等にかかる措置要綱（昭和63年5月31日付管発第181号）による指名停止を受けていない者であること。</p> <p>3 入札手続き等</p> <p>(1) 担当部局 〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎 島根県土木部管理課建設業係 電話0852-22-5185</p> <p>(2) 入札説明書の交付の期間及び場所 平成14年4月5日から平成14年4月24日までの間、(1)の担当部局及び島根県隱岐郡西郷町大字港町字塙口24島根県隱岐支庁空港建設局業務係において交付する。交付時間は、午前9時から午後5時とする。</p> <p>(3) 特別共同企業体入札参加資格申請書及びその添付書類並びに2(2)の要件を満たすことを証する書類の提出の期間及び場所 平成14年4月8日から平成14年4月25日までの間(1)の担当部局に持参すること。 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。但し、最終日は午後1時までとする。</p> <p>(4) 設計図書等の配布の期間及び場所 競争参加資格があると認めた者であって、設計図書の購入を希望する者に対し、平成14年5月13日から平成14年5月30日までの間、財団法人島根県建設技術センターにおいて有料配布する。 配布時間は、午前9時から午後5時までとする。 〒690-0013 島根県松江市吉志原四丁目1-1 財団法人島根県建設技術センター 電話0852-21-9918</p> <p>(5) 設計図書等の閲覧の期間及び場所 平成14年5月10日から平成14年5月30日までの間、(1)の担当部局及び島根県隱岐郡西郷町大字港町字塙口24島根県隱岐支庁空港建設局業務係において閲覧する。閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>(6) 入札書の受領の期限及び場所 ア 期限 平成14年5月31日 午後1時30分 (郵送による入札の場合、5月30日午後5時必着)</p>
--	---	--

島根県議会

- イ 場所 平成14年5月31日 正午までは(1)の担当部局とし、それ以降は(7)イの開札場所とする。
- (7) 開札の日時及び場所
- ア 日時 平成14年5月31日 午後1時30分
- イ 場所 島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター大会議室1
- 4 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。
ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号に該当する者については、免除する。
- (3) 契約保証金
免除する。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要する。
- (6) 落札者の決定
- 島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札があった場合には、落札者の決定を保留して入札を終了し、事後の調査により落札者を決定する。
- この場合において、調査基準価格を下回った入札を行った者は事後の調査に協力しなければならない。
- (7) その他
ア 詳細は入札説明書による。

イ 契約の締結については議会の議決を要する。
ウ 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無。

有（随意契約により締結する予定の工事範囲等は、入札説明書記25。（6）参照）

5 Summary

- (1) Main Content of the Contract : Construction work for the Oki Airport
(2) Closing date and time for the submission of application forms and attached documents for qualification confirmation : April 25, 2002 by 5:00 pm
(3) Date and time for submission of tenders : May 31, 2002 at 1:30 pm
(Tenders submitted by mail are due : May 30, 2002 at 5:00 pm)

- (4) For further information and tender documents, please contact :
Construction Section
Administration Division
Department of Public Works

Shimane Prefecural Government, South Building
8 Tonomachi, Matsue City
Shimane Prefecture 690-8501
Ph : 0852-22-5185

調査基準価格

島根県議会議員報酬支拂（留足1111年法律第49号）第七条第一項の規定に基て異動事務官がいた場合には、落札者の決定を保留して入札を終了し、事後の調査により落札者の決定する。
坪の坪主のためた政財団体は次のいふやうあるべく、同法第七条の二第一項の規定による

島根県選舉調査委員会 岸 田 和 美

1 政院

名 称	異動事項	異 動 内 容	所の所在地	主たる事務	部	自由民主党石見町支	自由民主党島根県総支部	民主党政連合会	二 選挙区支部	自由民主党島根県第	二 その他の政治団体	
石崎としろう後援会	生越俊一後援会	宇津市長を支援する会	宇津徹男後援会	名 称	異動事項	会計責任者	代 表 者	代 表 者	代 表 者	代 表 者	所の所在地	主たる事務
主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	新	異 動 内 容	石倉 幹	石田 良三	松川 節郎	八二	邑智郡石見町矢上三八	新	異 動 内 容
大田市大田町大田口九 三三一四	三谷 昭一	大田 肇雄	浜田市相生町三九〇二 番地	浜田市相生町三九〇二 番地	浜田市相生町三九〇五 番地	西村 勇夫	石橋 大吉	漆谷 秀樹	○	邑智郡石見町矢上三一	旧	月森かずひろ後援会
大田市大田町大田口一 三三九一四	山下 俊雄	田中 正孝	浜田市相生町三九〇五 番地	浜田市相生町三九〇五 番地	浜田市相生町三九〇五 番地	室安延博後援会	国際勝共連合島根県本部	園山繁後援会	六五一二	大田市大田町大田イ二	大田市大田町大田イ七 二七一八	篠原克介後援会

島根県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づき解散する。

平成十四年四月五日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

加村せい子後援会	全国たばこ耕作者政治連盟 島根県社会福祉政治連合会	島根県社会福祉政治連盟	室安延博後援会	国際勝共連合島根県本部	園山繁後援会	月森かずひろ後援会	篠原克介後援会	代 表 者
代 表 者	会計責任者	代 表 者	代 表 者	会計責任者	代 表 者	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	代 表 者
原田 育子	池田 全志	池田 全志	井戸内 正	室谷 良秋	小林 克己	松江市西平田町八五一	平田市西平田町二二九	大田市西平田町二二九
池尻 利良	青木 理吉	青木 理吉	森山 金一	坂根 正夫	増田 熱	松江市上乃木四一三	平田市奥宇賀町九〇一	大田市奥宇賀町九〇一

